

「高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（仮称）の基本的な考え方について」  
のパブリックコメント実施結果

本市では、平成27年7月10日から同月24日までの期間、「高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（仮称）の基本的な考え方について」のパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1 意見総数 2件（2人） ※このほか、市が行う特定の事業についての御意見を1件いただきました。

番号	御意見（要旨）	市の考え方
1	行政機関等を対象にしたサイバー攻撃（標的型攻撃）を完全に防げる とは考えにくいですが、情報流出等を含めどのような対処方法を検討している のか。	番号法では、マイナンバー制度に対する皆様の懸念を払しょくするため、 情報漏えいに関し、制度面とシステム面の両面において様々な措置を講じています。 本市では、制度面の一部であります特定個人情報保護評価の実施や現行の情報セキュリティ対策に加え、 ウィルス対策の強化を検討しております。  また、職員に対する情報セキュリティにおける周知及び注意喚起を講じております。  今後も特定個人情報の保護に万全を期するため、適切に対応して参りたいと存じます。
2	各部局間との情報連携により、生活弱者にとって便利になることを期待している。 DV等の被害者支援の手続きについて、マイナンバーを利用した情報連携を検討していただきたい。	御意見の情報連携につきましては、本市の事業と事務に照らし、情報連携の方向性を検討して参りたいと存じます。